

# 国内旅行 旅行条件書

本旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1 募集型企画旅行契約

①この旅行は、株式会社西遊旅行(観光庁長官登録旅行業第607号)(以下「当社」といいます。))が企画・募集し実施する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。

②当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを行います。

③旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び当社旅行業約款(以下「当社約款」といいます。))によりします。

## 2 旅行のお申し込み

①当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から、5営業日以内に申込金30,000円をお振込みいただきます。この期間内に申込金が入金されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

※振込手数料は、お客様によるご負担となります。

## 3 契約の成立時期

旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、第2項①又は②の申込金を受理した時に成立するものとします。

## 4 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

①当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件等により構成されます。

②本項①の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始の前日までにしてお渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。

## 5 旅行代金のお支払い

旅行代金の残金及び旅行手続諸費用は、ご出発の3週間前までに全額お支払いいただきます。

## 6 お申し込み条件

①80歳以上の方のご参加は、原則70歳未満の同行者の同行を条件とします。また、15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(一部コースを除く)15歳以上18歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

②特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

③お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について添乗員又は係員にご連絡いただきます。

## 7 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した、運送、宿泊、食事、入場観光等にかかる費用および消費税など諸税。  
※上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなかった場合も払戻しいたしません。  
※幼児への食事・寝具・列車座席の提供はございません。

## 8 旅行代金に含まれないもの

旅行日程中の「自由行動」、「自由見学」、「別料金」、「各自」でなどと記載されている区間の交通費、食事代、入場料。その他、クリーニング代、電報電話料、追加飲食等個人的性質の諸費用。任意でご参加いただくオプションツアー料金。

## 9 追加旅行代金

追加旅行代金とは、1人部屋利用追加代金、延泊による宿泊代金、運送機関の等級の変更や発着地の変更による差額運賃・料金、国内線追加代金等をいいます。

## 10 旅行契約内容および旅行代金の変更

①当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。またその変更に伴い、旅行代金の額を変更することがあります。

②当社は利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加又は減少することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

③運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増減する募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

## 11 お客様の交替

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に対して譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する費用をいただきます。

## 12 お客様による旅行契約の解除(旅行開始前)

①お客様は、別表第1に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて、払戻いたします。

②当社の責任としない各種ローンの取扱い及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。

## 13 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

①お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき、この場合において、お客様は、当社に対し、第12項に定める取消料に相当する額の違約金を支払わなければなりません。

②お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

③お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

④お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

⑤お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑥お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、出発日14日前(日帰り旅行は4日前)までに当該旅行を中止する旨をお客様に通知します。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

## 14 当社の責任

①当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。))が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

②当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円を限度(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限)として賠償します。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社が支払うべき損害保証金の額を変更することがあります。

③①に規定する場合において、次に掲げるような事由によりお客様が損害を被られたときは原則として責任を負うものではありません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときはこの限りではありません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

## 15 特別補償

①当社は、別表第1①に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

## 16 旅程保証

①当社は、別表第2左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該旅行について当社に第14項①の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

1) 次に掲げる事由による変更  
天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。

2) 規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

②当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様お1人に対して1旅行につき旅行代金の15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、お客様お1人に対して1旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

## 17 お客様の責任

①お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、そのお客様は、損害を賠償しなければなりません。

②お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

③お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 18 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社では、会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 19 旅行代金の基準

本条件書の各項目にいう旅行代金とは、第7項に掲げる旅行代金に含まれるものおよび、第9項に掲げる追加旅行代金をいいます。この合計金額は、第12項の取消料、第16項の変更補償金の算出をする際の基準となります。

## ●別表第1 国内旅行に係る取消料

取 消 日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目～8日目(日帰り旅行の場合は10日目～8日目)に解除する場合	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目～2日目に解除する場合	旅行代金の30%
旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
旅行開始日の当日に解除する場合	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する場合、当該船舶に係る取消料の規定によります。取消料の金額は契約書面に明示します。

## ●別表第2 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。))その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)。	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名(等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合を除く)の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

※「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。